
5 0 4 7 . 一括特例申告事項登録

業務コード	業務名
TKA01	一括特例申告事項登録

1. 業務概要

複数の輸入（引取）許可時（特例委託輸入（引取）許可時を含む。）の情報に対して一括して特例申告を行う場合に、「一括特例申告（TKCO1）」業務に先立ち、特例申告事項を登録または訂正する。

本業務は、「一括特例申告事項呼出し（TKBO1）」業務により呼び出した後に行う必要がある。

呼び出した輸入（引取）許可時の情報を特例申告の対象としない場合は、特例申告事項の登録を行った当日に限り、本業務で対象外の旨を入力することで、対象から外すことができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した特例申告事項は、TKCO1業務までの間任意に訂正できる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

（１）入力欄数は99-~~50~~欄以下であること。

（２）内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が6種類以下であること。

なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。

（３）算出された課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は13桁以下であること。

（４）算出された関税額及び内国消費税等税額は11桁以下であること。

（５）入力された按分係数の合計が18桁（小数点を含む。）以下であること。

（６）システム換算後の入力された数量は14桁（小数点を含む。）以下、かつ、1億トン未満または1億キログラム未満であること。

（７）従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後12桁（小数点を含む。）以下であること。

（８）統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の統計数量は14桁以下であること。

（９）豚肉等の差額関税を適用する場合は、課税標準数量は12桁以下、かつ、1000トン未満であること。

（10）一括して特例申告する輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）の件数は、50件以下であること。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②一括して特例申告するすべての輸入（引取）申告について、申告等種別が「N」または「P」の場合は、輸入申告DBに登録されている申告者と同一であること。

③特例申告事項訂正の場合は、輸入申告DBに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

(A) 特例申告に係る輸入申告DBチェック

一括特例申告番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された一括特例申告番号が輸入申告DBに存在すること。
- ②「一括特例申告事項登録（TKAO1）」業務によりシステムに登録された情報であること。
- ③特例申告がされていないこと。
- ④特例申告期限日を過ぎていないこと。
- ⑤特例申告手作業移行の登録が行われていないこと。

(B) 輸入（引取）申告に係る輸入申告DBチェック

輸入（引取）申告番号欄に入力された輸入（引取）申告番号単位に以下のチェックを行う。

- ①入力された輸入（引取）申告番号が輸入申告DBに存在すること。
- ②輸入（引取）申告番号単位にすべての欄が入力されていること。
- ③特例申告がされていないこと。
- ④輸入（引取）許可されていること。
- ⑤特例申告期限日を過ぎていないこと。
- ⑥特例申告手作業移行の登録が行われていないこと。
- ⑦管理方式がシーリング方式の特恵税率（特別特恵税率を除く。）または管理方式が特殊なシーリング方式のEPAに基づく税率が適用された欄が含まれないこと。
- ⑧輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がないこと。
- ⑨蔵出輸入（引取・特例）申告が行われていないこと。
- ⑩輸入承認証等識別欄に電子原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。
- ⑪輸入承認証等識別欄に減免戻し税等明細書に対応するコードの入力がないこと。

(C) 輸入（引取）申告に係る同一チェック

輸入（引取）申告番号欄に入力された輸入（引取）申告番号について、輸入申告DBに登録されている以下の項目が、すべて同一であること。

また、輸入者コードの先頭8桁は、輸入者コード欄に入力された輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、輸入者コードの先頭13桁は、輸入者コード欄に入力された法人番号の先頭13桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

- ①輸入者コードの先頭8桁または13桁
- ②あて先税関
- ③都道府県コード
- ④輸入（引取）許可年月
- ⑤申告等種別コード（「H」と「J」、「N」と「P」の組み合わせは同一とみなす。）

(4) 特別緊急関税対象品目関連チェック

入力された品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、チェック対象日^{*1}において適用期間内である場合、以下のチェックを行う。

- ①数量チェック対象の場合は、輸入数量がチェック対象日における輸入基準数量を超えていること。

^{*2}

- ②価格チェック対象でないこと。^{*2}

（*1）輸入申告DBに登録されている輸入（引取）申告日（以下、「チェック対象日」という。）のこと。ここではチェック対象日に、繰り返し1回目の申告等番号の輸入（引取）申告日を用いる。

(＊２) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、ＥＰＡ適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

(５) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(Ａ) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者ＤＢまたは法人番号管理ＤＢに存在すること。

(Ｂ) たばこ特定販売業者チェック

「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡＯ１）」業務の入力条件における「輸出入者関連チェック」の「たばこ特定販売業者チェック」を参照。

(６) 原産地関連チェック

(Ａ) 原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。

(Ｂ) 原産地証明書識別欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、チェック対象日^{*１}において特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。

(７) 特恵例外関連チェック

原産地コード欄及び原産地証明書識別欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、原産地コード欄及び品目コード欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外ＤＢに登録されている場合は、チェック対象日^{*１}が特恵停止期間内でないこと。

(８) 輸入品目関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「輸入品目関連チェック」の申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合を参照。

(９) 関税減免税関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「関税減免税関連チェック」の申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合を参照。

(１０) 内国消費税等種別関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「内国消費税等種別関連チェック」を参照。

(１１) 内国消費税等減免税関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「内国消費税等減免税関連チェック」の申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合を参照。

(１２) 口座関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「口座関連チェック」を参照。

(１３) 担保関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「担保関連チェック」の申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合を参照。

(１４) 特恵税率使用可否チェック

特恵税率（特別特恵税率を除く。）が適用される場合は、特恵税率の管理方式がエスケープ・クローズ方式であること（シーリング方式でないこと）。

(１５) 特殊関税適用品目関連チェック

ＩＤＡＯ１業務の入力条件における「特殊関税適用品目関連チェック」を参照。

(１６) ＥＰＡチェック

(Ａ) ＥＰＡ適用可能原産地チェック

原産地証明書識別欄にＥＰＡ用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

① ＥＰＡ用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該ＥＰＡの適用可能な原産地の入力であること。

- ②EPA用原産品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該EPA用原産品申告書の適用可能な原産地の入力であること。

(B) 少額扱いのEPAの価格チェック

原産地証明書識別欄に少額扱いのEPAの旨のコードが入力されている場合で、以下の①および②の条件を満たす欄毎の課税価格の合計額が200,000円以下であること。

①原産地コードが同一であること。

②原産地証明書識別の先頭2桁（原産地（申告）種別）が同一であること、または、原産地証明書識別が同一の協定として登録されていること。

(C) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品でEPAに基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムのEPA用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

(D) EPA関税割当品目チェック

①入力された品目コードがEPA関税割当品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「EPA関税割当品目でEPA関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。

②入力された品目コードがEPA関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に「EPA関税割当品目でEPA関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(17) その他のチェック

①特例申告あて先官署は、輸入申告等受付官署であること。

②1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

③課税価格按分係数合計欄に入力がある場合は、入力された値は課税価格按分係数欄に入力された按分係数の合計より大きい等しいこと。

④特例申告の対象となる輸入（引取）申告が1件以上存在すること。

⑤納期限延長コード欄に「T」または「F」が入力された場合は、内国消費税等種別コード欄に酒税またはたばこ税及びたばこ特別税に係るコードが入力されていないこと。

⑥特例申告あて先官署コードが変更された場合は、入力された申告等番号（先頭10桁）及び変更後の税関官署コードが資金DBに登録されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) あて先官署及び特例申告あて先官署決定処理

IDA01業務の処理内容における「あて先官署及び特例申告あて先官署決定処理」を参照。

(3) 課税価格算出処理

(A) 課税価格合計の算出

課税価格合計欄に入力された金額を課税価格合計とする。

(B) 欄単位の課税価格の算出

(a) 課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。

(b) 課税価格按分係数欄に按分係数の入力がある場合

$$\frac{\text{課税価格合計欄に入力された金額} \times \text{入力された課税価格按分係数}}{\text{課税価格按分係数合計}^{*2}}$$
 を課税価格とする。

(* 2) 課税価格按分係数合計は以下により決定する。

①課税価格按分係数合計欄に入力がない場合は、課税価格按分係数が入力された欄の按分係数の合計とする。

②課税価格按分係数合計欄に入力がある場合は、課税価格按分係数合計欄に入力された課税価格按分係数合計とする。

(c) 課税価格按分係数欄及び課税価格欄に入力がない場合 (欄数が1欄の場合に限る。)

算出した課税価格合計を課税価格とする。

(C) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(4) 関税課税標準数量換算処理

(A) 換算処理

I D A O 1 業務の処理内容における「関税課税標準数量換算処理」の「換算処理」を参照。

(B) 端数処理

(a) 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税される場合

酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税…リットル位未満切り捨て

石油ガス税……………キログラム位未満切り捨て

石油石炭税……………リットル位またはキログラム位未満切り捨て (ただし、重量・容量相互の換算は行わない。)

(b) 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税以外の内国消費税が課税される場合

①関税率が円以上2桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	3. 3 6円/KG	8, 5 4 7. 8 KG
		↓
		8, 5 4 7 KG

②関税率が円以上3桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	1 1 3. 2 0円/KG	4, 8 5 5. 7 8 KG
		↓
		4, 8 5 5. 7 KG

③関税率が順次円以上n桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下(n-2)位までとし、それ未満は切り捨てる。

(5) 関税課税標準決定処理

I D A O 1 業務の処理内容における「関税課税標準決定処理」を参照。

(6) 関税率の決定

関税減免税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、関税率を「FREE」とする。それ以外の場合は、品目コード欄、NACCS用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

EPA税率を適用できる場合は、EPA税率とWTO協定税率の比較を行い、低い関税率を協定税率として適用する。

輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率を適用する。

- ①暫定税率とWTO協定税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ②基本税率とWTO協定税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ③暫定税率とEPA税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ④基本税率とEPA税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ⑤WTO協定税率とEPA税率が同額の場合は、WTO協定税率を適用する。

また、比較用の関税額算出においては、実際の関税額算出と以下の点が異なる。

- ①従価税と従価税を比較する場合で、関税課税標準額が1,000円未満となる場合は、1,000円未満を切り捨てる前の額を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- ②従量税と従量税を比較する場合で、端数処理後の関税課税標準数量が0となる場合は、端数処理を行う前の数量を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- ③比較用の関税額算出においては、算出した比較用の関税額は小数点以下6位までとし、それ未満を切り捨てる。

(A) 特惠税率の適用

(a) 特別特惠税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特別特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄に特別特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、チェック対象日^{*1}において輸入品目DBまたは国DBに特別特惠に係る停止条件が登録されている場合は、特別特惠税率及び特惠税率以外の税率を適用する。

また、チェック対象日^{*1}において、特別特惠受益国及び特別特惠制度適用品目の組み合わせにより、特別特惠の除外となっている場合は特別特惠税率以外の税率を適用する。

(b) 特惠税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- <A>原産地コード欄に特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- 原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- <C>品目コード欄に特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、チェック対象日^{*1}が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

(B) EPAに基づく税率の適用

EPAに基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に、EPAに基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄にEPAに対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄にEPA対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

(C) WTO協定税率の適用

IDA01業務の処理内容における「関税率の決定」の「WTO協定税率の適用」を参照。

(D) 暫定税率の適用

IDA01業務の処理内容における「関税率の決定」の「暫定税率の適用」を参照。

(E) 基本税率の適用

I D A O 1 業務の処理内容における「関税率の決定」の「基本税率の適用」を参照。

(7) 差額関税の税率端数処理

I D A O 1 業務の処理内容における「差額関税の税率端数処理」を参照。

(8) 関税額の算出

I D A O 1 業務の処理内容における「関税額の算出」を参照。

(9) 関税減免税処理

I D A O 1 業務の処理内容における「関税減免税処理」を参照。

(10) 内国消費税等課税標準数量の換算

I D A O 1 業務の処理内容における「内国消費税等課税標準数量の換算」を参照。

(11) 内国消費税等課税標準決定処理

I D A O 1 業務の処理内容における「内国消費税等課税標準決定処理」を参照。

(12) 内国消費税等税額の算出

I D A O 1 業務の処理内容における「内国消費税等税額の算出」を参照。

(13) 内国消費税等減免税処理

I D A O 1 業務の処理内容における「内国消費税等減免税処理」を参照。

(14) 統合処理

I D A O 1 業務の処理内容における「統合処理」の申告等種別が「T」または「V」の場合を参照。

加えて、(17) 統計計上処理用に、輸入（引取）申告番号単位に統合処理を行う。

(15) 税額合計の算出

I D A O 1 業務の処理内容における「税額合計の算出」を参照。

(16) 担保額の算出

(A) 再輸出免税の場合

再輸出免税の場合は、欄単位に担保額の算出を行う。

(a) 関税に係る担保額の算出

「減税または免税がなかったとした場合の関税額」を担保額とする。

(b) 内国消費税等に係る担保額の算出

<A>内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコード以外のある場合

「減税または免税がなかったとした場合の内国消費税等税額」を担保額とする。

内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード（F0）の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード（F0）以外のある場合は、以下の処理を行う。

「減税または免税がなかったとした場合の消費税額＋地方消費税額^{*3}」を担保額とする。

（*3）減税または免税がなかったとした場合の消費税額が100円以上の場合は、地方消費税額を算出。

(c) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(d) 担保額合計の算出

<A>関税の担保額の合計

各欄の関税の担保額を合計し、100円未満を切り捨てる。

内国消費税等の担保額の合計

各欄の内国消費税等の担保額を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(B) 納期限延長の場合

算出した税額合計を各科目毎の担保額とする。

(17) 統計計上処理

輸入（引取）申告番号単位に以下の処理を行う。

I D A O 1 業務の処理内容における「統計計上処理」の申告等種別が「T」または「V」の場合を参照。

(18) 代表税番の設定処理

I D A O 1 業務の処理内容における「代表税番の設定処理」の申告等種別が「T」または「V」の場合を参照。

(19) あて先部門の決定処理

I D A O 1 業務の処理内容における「あて先部門の決定処理」を参照。

(20) 申告等番号の払出し処理

以下の条件をすべて満たす申告等番号を払い出す。ただし、輸入申告等変更事項の訂正の場合は、払い出しを行わない。

- ①輸入申告DBに登録されていない申告等番号（先頭10桁）
- ②資金DBに登録されていない申告等番号（先頭10桁）（税関官署コードとの組み合わせ）
- ③添付ファイル管理DBに登録されていない申告等番号（先頭10桁）

(21) 輸入申告DB処理

- ①入力内容を輸入申告DBに登録・更新する。
- ②特例申告事項訂正の場合で、輸入申告DBに通関士審査結果が登録されている場合は、その旨を取り消す。

(22) 一括特例申告管理DB処理

入力内容を一括特例申告管理DBに登録・更新する。

(23) 添付ファイル管理DB処理

- ①添付ファイル管理DBに入力された輸入（引取）申告番号に係る情報が存在する場合は、削除対象となった旨を登録する。
- ②特例申告事項訂正の場合で、入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理DBに登録する。

(24) 注意喚起メッセージ出力処理

I D A O 1 業務の処理内容における「注意喚起メッセージ出力処理」を参照。

(25) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
一括特例申告入力控情報 ^{*4}	なし	入力者

（*4）端末パッケージを利用して印刷した際の帳票レイアウトには、「一括特例申告控情報」の帳票レイアウトを用いる。

7. 特記事項

(1) 納期限延長コードの入力方法について

特例申告納期限延長または即納の混在の登録を行う場合は、対象とする税科目により以下の入力を行う。

税科目	延長種別	その他の内国消費税等 ^{*6}		
		なし	即納	特例申告納期限延長
関税等 ^{*5}	即納			F ^{*7}
	特例申告納期限延長	T ^{*7}	E ^{*8}	T ^{*7}

(^{*5}) 関税等とは、関税、報復関税、相殺関税、対抗関税、消費税及び地方消費税のことをいう。

(^{*6}) 内国消費税等とは、上記、関税等以外の内国消費税のことをいう。

(^{*7}) 税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。

(^{*8}) 税科目の一部に再輸出免税がある場合または納期限延長の対象となる税科目以外の税科目すべてが再輸出免税の対象となる場合を含む。

納期限延長コード

T：特例申告納期限延長

E：特例申告納期限延長即納混在

F：即納特例申告納期限延長混在

(2) 原産地証明書識別の入力方法について

I D A O 1 業務の特記事項における「原産地証明書識別の入力方法について」の申告等種別が「T」または「V」の場合を参照。

(3) 納付方法識別及び口座番号の入力方法について

I D A O 1 業務の特記事項における「納付方法識別及び口座番号の入力方法について」を参照。

(4) 端末パッケージソフトを利用する場合は、T K B O 1 業務により呼び出した画面から行う必要がある。

特例申告の対象とする輸入（引取）許可時の情報を追加する場合は、T K B O 1 業務により、再度、呼び出す必要がある。